

国外運転免許証の交付申請手続について

外国で運転したい場合、国外運転免許を申請することができます。

手続場所	運転免許センター (警察署では手続できません)
受付時間等	月曜日から金曜日 (平日のみ)
	※ 土曜日・日曜日・祝日・振替休日及び年末年始の休日は手続ができません。
	午前 8 : 3 0 ~ 1 1 : 0 0 午後 1 : 0 0 ~ 4 : 0 0
交 付	即日交付 (1時間30分程度)
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運転免許証等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 運転免許証 ・ マイナンバーカード (マイナ免許証を所持している方) ○ パスポート、渡航証明書、乗員手帳等、渡航するものであることを証明する書類 ○ 申請用写真 1 枚 <ul style="list-style-type: none"> ※ サイズは、縦4.5cm×横3.5cm(パスポート用と同じサイズ)、無帽、正面、顔中心、無背景のもので申請前 6 か月以内に撮影したもの ※ 申請用写真で国外免許証を作成しますので、明るく、鮮明なものを持参してください。
代理申請	<p>※申請者が現に渡航中の場合に限り、代理人による申請ができます。</p> <p>【必要なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 申請者がお持ちの日本の免許証 ○ 国外運転免許証 (有効期限が切れたもの) ○ 申請用写真 1 枚 (上記と同じ) ○ パスポートのコピー ○ 委任状 (<u>委任状記載例 (国外運転免許証)</u> を参照してください) ○ 代理人の身分を確認できる書類 (免許証、マイナンバーカード等)
手数料	国外運転免許証交付手数料 2, 2 5 0 円
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運転免許証の住所が秋田県内にない方、あるいは住所が県内にある方で住所等を変更している方は、変更手続が必要になります。手続に必要な書類は、<u>住所変更手続のページ</u>を参照してください。 ○ 道路交通に関する条約 (ジュネーブ条約) 締結国では、上陸の日から起算して 1 年間 (国際免許証の有効期間内に限る。) は運転することを認めるとされています。 <p style="margin-left: 20px;">ただし、国及び地域によって以下の点にご注意のうえ、各国の実情の詳細について、その国の日本大使館又は領事館等にご確認をお願いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マイナ免許証のみをお持ちの方については、渡航先の国により、従来の運転免許証が必要になる場合があります。マイナ免許証のみの保有から 2 枚持ち等への変更を希望される方は、申請時にお申し出ください。 ・ 運転が制限されたり、国外免許証のほか日本の運転免許証等の提示を求められることがあります。 ○ 現在お持ちの運転免許証の有効期間が 1 年以上ない場合、期間前更新が必要になることがあります。(国外免許証の有効期間は 1 年間ですが、日本の運転免許証等が失効又は取り消されたときは、その効力を失うため。) <p>※ 詳細については下記までお問い合わせください。</p>

お問い合わせ先

運転免許センター TEL 018-824-3738
または最寄りの警察署 (免許受付) まで